

大分市立西部地域小中学校体育館空調設備整備事業

入札説明書

令和6年6月12日

(令和6年10月21日修正)

大分市

【 目 次 】

第 1	入札説明書の定義	1
第 2	事業の概要	2
1	事業名称	2
2	事業の対象	2
3	公共施設等の管理者	2
4	事業目的	2
5	事業方式	2
6	事業期間等	2
7	事業内容	3
第 3	応募に関する条件等	5
1	入札参加者の構成等	5
2	入札参加者の備えるべき参加資格要件	5
3	応募に関する留意事項	8
4	選定方法及びスケジュールについて	9
5	応募手続等	10
6	入札にあたっての留意事項	13
7	入札保証金	13
第 4	落札者の選定	14
1	落札者の選定方法	14
2	選定委員会の設置	14
3	審査の内容	14
4	審査の手順	14
5	評価項目等	15
6	落札者の決定・公表	15
7	審査結果及び評価の公表	15
8	事務局	15
第 5	提示条件	16
1	事業フレーム	16
2	市の支払に関する事項	16
3	保険	16
4	市と選定事業者の責任分担	16
第 6	事業実施に関する事項	18
1	市による本事業の実施状況の確認	18
2	事業期間中の選定事業者と市の関わり	18
3	事業の継続が困難となった場合の措置	18
第 7	契約の考え方	20
1	契約手続き	20
2	契約の枠組み	20
3	入札価格と契約金額	20
4	契約保証金	21
第 8	その他	22

1	情報提供.....	22
1	現地見学対象施設.....	25
2	現地見学会の実施概要.....	25
3	申込み.....	25
1	対象施設の参考図書の出与について.....	27
2	申込方法.....	27
3	貸与及び返却.....	27

- ・添付資料 1 本事業の対象施設一覧
- ・添付資料 2 現地見学会の実施要領及び留意事項
- ・添付資料 3 参考図書（全対象施設分）の出与について

第1 入札説明書の定義

この「大分市立西部地域小中学校体育館空調設備整備事業 入札説明書」（以下「入札説明書」という。）は、大分市（以下「市」という。）が設計施工・維持管理一括発注方式により実施する「大分市立西部地域小中学校体育館空調設備整備事業」（以下「本事業」という。）について、民間事業者（以下「事業者」という。）を総合評価一般競争入札により募集及び選定するため、入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）を対象に配付するものである。

また、この入札説明書は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、大分市契約規則（昭和51年規則第1号）及び本事業の調達に係る入札公告（以下「入札公告」という。）のほか、本市が発注する調達契約に関し、入札参加者が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

入札説明書に合わせ配付する次の資料を含め、「入札説明書等」と定義する。入札参加者は入札説明書等の内容を踏まえ、入札に参加するものとする。

発注仕様書（添付資料を含む。）：本市が事業者に要求する施設の設計、施工、工事監理、維持管理に関する業務仕様を示すもの

落札者決定基準：入札参加者から提出された提案書を評価する基準を示すもの

様式集：入札書及び提案書類（以下「入札書類」という。）の作成に使用する様式を示すもの

基本契約書（案）：本事業の実施に係る契約の内容を示すもの

設計業務委託契約書（案）：本事業の実施に係る設計業務委託契約の内容を示すもの

建設工事請負契約書（案）：本事業の実施に係る建設工事請負契約の内容を示すもの

工事監理業務委託契約書（案）：本事業の実施に係る工事監理業務委託契約の内容を示すもの

維持管理業務委託契約書（案）：本事業の実施に係る維持管理業務委託契約の内容を示すもの

なお、入札説明書等と、公表済みの実施方針及び発注仕様書（案）、並びに実施方針及び発注仕様書（案）に関する質問及び個別対話に対する回答に相違のある場合は、入札説明書等の内容を優先するものとし、入札説明書等に記載がない事項については、実施方針及び発注仕様書（案）に関する質問及び個別対話に対する回答によるものとする。

第2 事業の概要

1 事業名称

大分市立西部地域小中学校体育館空調設備整備事業

2 事業の対象

本事業を実施する事業者（以下「選定事業者」という。）は、添付資料1「本事業の対象施設一覧」に示す大分市内の小学校24箇所、中学校13箇所、その他3箇所の体育館（以下「対象施設」という。）を本事業の対象として、空気調和設備（以下「空調設備」という。）を設置する。

なお、本事業の対象施設及び所在地は、添付資料1「本事業の対象施設一覧」を参照のこと。

3 公共施設等の管理者

大分市長 足立 信也

4 事業目的

本事業は、対象施設における空調設備を設置することにより、児童生徒及び教職員に望ましい学習・生活環境及び就労環境のさらなる改善を図るほか、避難所機能の強化を目的とし、事業実施にあたっては、民間の技術的能力等を最大限に活用して短期間に一斉導入することで、対象施設間の公平性を確保するほか、維持管理を含めた効率的な運営でコスト削減を図ることを目的としている。

5 事業方式

本事業は、本市が事業者と締結する本事業に係る契約（基本契約、設計業務委託契約、建設工事請負契約、工事監理業務委託契約及び維持管理業務委託契約を指すものとし、以下これらを併せて「基本契約等」という。）に従い、事業者が、本施設に係る設計業務、施工業務、工事監理業務を行った後、基本契約に定める事業期間が終了するまでの間、維持管理業務を行う、設計・施工・維持管理一括発注方式（DBO方式）により実施する。

6 事業期間等

本事業は、次のスケジュールで行う。

（1）事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日から、中学校の対象施設は令和13年3月末、小学校及びその他対象施設は令和14年3月末までとする。

(2) 事業スケジュール (予定)

① 全体スケジュール

基本契約締結	令和 6 年 11 月
事業期間	基本契約締結日～令和 14 年 3 月末日
施設引き渡し日	完成した対象施設ごとの部分引き渡し～令和 8 年 3 月末日
運用開始日	施設引き渡し日～

② 設計施工業務スケジュール

設計期間	設計業務委託契約締結日～令和 7 年 4 月末日
施工期間	建設工事請負契約締結日～施設引き渡し日
工事監理期間	工事監理業務委託契約締結日～施設引き渡し日
施設引き渡し日	完成した対象施設ごとの部分引き渡し～令和 8 年 3 月末日
運用開始日	施設引き渡し日～

③ 維持管理業務スケジュール

中学校 維持管理期間	施設引き渡し日の翌日～令和 13 年 3 月末日
小学校その他維持管理期間	施設引き渡し日の翌日～令和 14 年 3 月末日

7 事業内容

本事業の対象となる業務の内容は以下のとおりとする。

(1) 設計業務

- ア 設計のための事前調査業務
- イ 施工に係る設計業務（各対象施設の設計図書の作成等）
- ウ その他、付随する業務（業務水準チェックリストの作成及び提出、並びに調整、報告、申請、検査等。なお、調整業務には、対象施設等との調整も含む。）
なお、対象施設の平面図及び配置図（CADデータ）は市が提供する。

(2) 施工業務

- ア 施工のための事前調査業務
- イ 施工業務（施工業務には、当該空調設備の導入に伴う、一切の工事（エネルギー関連の設備の設置、植栽その他既存施設等の移設・復元等）を含む。）
- ウ その他、付随する業務（業務水準チェックリストの作成及び提出、並びに調整、報告、申請、検査等。なお、調整業務には、対象施設等との調整も含む。）

(3) 工事監理業務

- ア 施工に係る工事監理業務

イ その他、付随する業務（業務水準チェックリストの作成及び提出、並びに調整、報告、申請、検査等。なお、調整業務には、対象施設等との調整も含む。）

（４）維持管理業務

ア 維持管理のための事前調査業務

イ 事業期間にわたる空調設備の性能の維持に必要となる一切の業務（定期点検、保守、修繕、フィルター清掃、消耗品交換、その他一切の空調設備の保守管理業務等）。

ウ 緊急時対応業務（問い合わせ対応、緊急出動、緊急修繕等）

エ 空調設備等の運用に係るアドバイス業務（機器の使用方法に係る説明書の作成等）

オ 空調設備等の法定点検業務（フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に係る点検業務等）

カ 維持管理のための引継ぎ業務

キ その他、付随する業務（計画書・手順書・帳票等の作成及び提出、並びに調整、維持管理記録簿の提出・報告、セルフモニタリングによる確認・報告、市が行うモニタリングへの協力地方債に係る手続きへの協力、運用に係る近隣対策への協力等。なお、調整業務には、対象施設等との調整も含む。）

なお、エネルギー供給については、本事業の範囲に含めない。空調設備等の運転に必要なエネルギー費用については、市が負担する。

（５）空調設備等のエネルギーの種別

運転に必要なエネルギーの種別については、事業者において電力、都市ガス及び液化石油ガスのいずれかから設定することとする。エネルギー価格、エネルギー供給における安定性及び環境への負荷等の観点から、適切なエネルギーを選択し、又はその組み合わせを選択し、提案すること。

なお、本市指定避難所となっている対象施設については、令和３年経済産業省令第11号による電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号）の一部改正を踏まえ、諸般の条件を達成した上での「1 需要場所・複数引込み」の活用を検討すること。

ただし、対象施設のうち、豊府小学校、植田小学校、王子中学校、判田中学校、植田東中学校及び野津原中学校の6校には、災害対応型液化石油ガスバルク貯槽ユニットを設置し、非常時には対象施設内における最低限の空調、照明、コンセント設備が使用できるものとする。

第3 応募に関する条件等

1 入札参加者の構成等

(1) 入札参加者の構成と定義

ア 入札参加者は、空調設備の設計業務を行う企業、空調設備の施工業務を行う企業、空調設備の工事監理業務を行う企業及び空調設備の維持管理業務を行う企業により構成されるグループとする。

イ 同一の企業が複数の業務を実施することができるが、施工業務と工事監理業務を同一の者又は相互に資本面若しくは人事面で関係のある者が兼ねることはできない。「資本面で関係のある者」とは、当該企業の発行済み株式総数の100分の50以上の株式を有し、又はその出資の総額の100分の50以上の出資をしている者をいい、「人事面で関係のある者」とは、当該企業の役員を兼ねている者をいう。以下に同じ。）

ウ 入札参加者の構成企業は、他の入札参加者の構成企業になることはできない。ただし、市が事業者との事業契約を締結後、選定されなかった入札参加者の構成企業が、事業者の業務等を支援及び協力することは可能とする。

(2) 代表企業の選定及び構成企業等の明示

入札参加者が本事業の入札に参加する場合には、あらかじめグループの代表企業を定め、その代表企業が入札参加手続を行うこととする。

なお、代表企業については維持管理業務の企業とし、維持管理業務を複数の企業で行う場合は、当該業務の代表構成員とする。

参加表明書及び資格審査書類の提出時には、入札参加者の代表企業、構成企業及び担当業務（設計、施工、工事監理、維持管理）について明らかにすることとする。

(3) 入札参加者の変更及び追加

本事業の入札への参加の意思を表明した入札参加者の構成企業の変更及び追加は、市がやむを得ないと認めた場合を除き、原則として認めない。

2 入札参加者の備えるべき参加資格要件

入札参加者は、以下の(1)及び(2)で規定する参加資格要件を、入札参加資格審査書類の受付締切日（以下「参加資格確認基準日」という。）に満たしていなければならない。当該要件を満たしていない入札参加者の応募は認めない。

また、入札参加資格審査書類に事実と異なる記載のあるものは、当初から参加がなかったものとみなす。

なお、第4・2で示す大分市立小中学校体育館空調設備整備事業民間事業者選定委員会委員に、本事業について接触を試みた者については、入札参加資格を失う。

(1) 入札参加者の共通参加資格要件

ア 大分市内に本店を有すること。（施工業務においては、本市内に建設業法に基づく主たる営業所を有すること）

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者ではないこと。

ウ 参加表明書の受付締切日から提案書の提出締切日までの間において、大分市物品等供給契約に係る指名停止等の措置に関する要領（以下「措置要領」という。）

に基づく競争入札参加停止、競争入札参加資格取消及び排除措置を受けていない者、又は措置要領に規定する措置要件に該当する者ではないこと。

- エ 「措置要領別表第1から第4」に該当する者ではないこと。
- オ 開札予定日以前3月以内に、手形交換所で手形若しくは小切手の不渡りを出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者でないこと。
- カ 破産法に基づき破産手続開始の申立てがなされている者、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生又は再生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）等、経営状態が著しく不健全であるものと認められないこと。
- キ 最近2年間の法人税を滞納していないこと。
- ク 最近2年間の市町村税を滞納していないこと。
- ケ 最近2年間の消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- コ 大分市立小中学校体育館空調設備整備事業者選定委員会の選定委員又は選定委員が属する企業と資本面又は人事面において密接な関連がある者ではないこと。
- サ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員ではない事業者、又は、法人でその役員に暴力団員に該当する者のない事業者、若しくは、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者ではないこと。

（2）業務を遂行する入札参加者の参加資格要件

各業務を複数企業で担当する場合は、代表構成員を設けるものとする。また、代表構成員と構成企業の位置づけが分かる共同体協定書（様式集：様式2-11）を提出すること。

ア 「設計業務」を行う者の要件

設計業務を複数の企業で行う場合、代表構成員については以下の要件（ア）・（イ）・（ウ）を、その他の構成企業については要件（イ）・（ウ）を満たす者であること。

- （ア）常勤の自社社員で、かつ、資格確認書類提出日において引き続き3箇月以上の雇用関係がある建築士法（昭和25年法第202号）に基づく設備設計一級建築士又は建築設備士の資格を持つ者を有していること。
- （イ）入札参加表明時点において、本市のホームページに掲載している「令和6年度大分市競争入札参加有資格者名簿」（以下「資格者名簿」という。）の「建設コンサルタント業務：建築」に登録されていること。
- （ウ）平成20年度以降に、教育施設とそれに類する施設の空調設備の設計の元請としての実績を有すること。なお、「教育施設とそれに類する施設」とは、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校等とする（以下同じ）。

イ 「施工業務」を行う者の要件

施工業務を複数の企業で行う場合は、特定建設工事共同企業体（甲）を結成すること。全構成員数は2者以上4者までとし、すべての構成員の出資比率については、2者の場合は30%以上、3者の場合は20%以上、4者の場合は15%以上とすること。また、代表構成員については、当該共同企業体の構成員のうち出資比率が最大で、

- かつ、以下の要件（ア）・（イ）・（エ）を満たす者であること。その他の構成員については、以下の要件（ウ）を満たす者であること。なお、特定建設工事共同企業体（甲）を結成しない場合は、以下の要件（ア）・（イ）・（エ）を満たす者であること。
- （ア）建設業法第 3 条第 1 項の規定による「管工事」に係る特定建設業の許可を受けていること。
 - （イ）資格者名簿の「管工事」の A 等級に格付けされていること。
 - （ウ）構成企業は資格者名簿の「電気工事」、「管工事」のいずれかに登録されていること。
 - （エ）平成 20 年度以降に、完成済みの室内機 10 台以上かつ延べ床面積 500 m²以上の建物を対象とする空調設備の施工の元請としての施工実績を有していること。

ウ「工事監理業務」を行う者の要件

工事監理業務を複数の企業で行う場合、代表構成員については以下の要件（ア）・（イ）・（ウ）を、その他の構成企業については要件（イ）・（ウ）を満たす者であること。

- （ア）常勤の自社員で、かつ、資格確認書類提出日において引き続き 3 箇月以上の雇用関係がある建築士法に基づく設備設計一級建築士または建築設備士の資格を持つ者を有していること。
- （イ）資格者名簿の「建設コンサルタント業務：建築」に登録されていること
- （ウ）平成 20 年度以降に、教育施設とそれに類する施設の空調設備の設計の元請としての実績を有すること。

エ「維持管理業務」を行う者の要件

維持管理業務を複数の企業で行う場合、代表構成員については以下の要件（ア）・（イ）・（ウ）を、その他の構成企業については要件（イ）・（ウ）を満たす者であること。

- （ア）維持管理業務を行うに当たって、選択したエネルギー方式での運用に必要な法的な資格を持つ者を配置できること。なお、当該資格を持つ者は常勤の自社員で、かつ、資格確認書類提出日において引き続き 3 箇月以上の雇用関係があること。
- （イ）大分市物品等供給契約競争入札参加資格審査要綱（昭和 56 年大分市告示第 258 号）により、入札参加資格の認定を受けているものであること。
- （ウ）平成 20 年度以降に、完成済みの室内機 10 台以上かつ延べ床面積 500 m²以上の建物を対象とする、連続して 1 年以上の空調に関する維持管理実績を有していること。

（3）第三者の使用

代表企業及び構成企業は、業務の全部又は一部を第三者に委託することはできない。ただし、事前に市の承諾を得たときは、業務の一部を第三者に再委託することができる。

（4）参加資格の喪失

入札参加者が、参加資格確認基準日から落札者決定までの間に、参加資格要件を満たさなくなった場合は、原則として当該入札参加者の参加資格を取り消す。ただし、

以下の場合においても記載の要件を満たした場合は引き続き有効とする。

ア 参加資格確認基準日から提案審査書類提出日の前日までに参加資格を喪失した場合
入札参加資格審査書類に明示が義務づけられている者（以下「応募企業」という。）のうち、1 ないし複数の企業が参加資格を喪失した場合において、参加資格を喪失しなかった企業（以下「残存企業」という。）のみ又は参加資格を喪失した企業（以下「喪失企業」という。）と同等の能力・実績を持つ新たな企業を構成企業として加えたうえで、入札参加者の再編成を市に申請し、提案審査書類の提出日までに市が認めた場合。ただし、残存企業のみで入札参加者の再編成を市に申請する場合は、当該残存企業のみで入札説明書に定める入札参加者の参加資格要件を満たしていることが必要となる。なお、当該申請では、喪失企業が行う予定であった業務を代替する企業の特定期間も行うこととする。ただし、応募企業のうち、代表企業が参加資格要件を喪失した場合は、当該入札参加者の参加資格を取り消す。

イ 提案審査書類提出日から仮契約締結日までに参加資格を喪失した場合
上記アと同様とする（なお、「提案審査書類の提出日までに市が認めた場合」は、「落札者決定日までに市が認めた場合」に読み替える。）。ただし、応募企業のうち、代表企業が参加資格要件を喪失した場合は、当該入札参加者の参加資格を取り消す。

3 応募に関する留意事項

(1) 入札説明書等の承諾

入札参加者は、提案審査書類等の提出をもって、入札説明書等（入札説明書の他に「発注仕様書」、「落札者決定基準」、「基本契約書（案）」、「設計業務委託契約書（案）」、「建設工事請負契約書（案）」、「工事監理業務委託契約書（案）」、「維持管理業務委託契約書（案）」「様式集」を含む。）の記載内容を承諾したものとする。

(2) 費用負担

入札の参加に関し必要な費用は、入札参加者の負担とする。

(3) 提出書類の取扱い・著作権

ア 著作権

提出審査書類の著作権は、入札参加者に帰属するものとする。ただし、市が大分市情報公開条例に基づき応募内容を公表する場合、その他市が必要と認めるときには、市は提出審査書類の全部又は一部を無償で使用できるものとする。

また、契約に至らなかった入札参加者の提案については、市による事業者選定過程等の説明以外の目的には使用しない。

なお、提出を受けた書類は返却しない。

イ 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として入札参加者が負うこととする。

(4) 市からの提示資料の取扱い

市が提供する資料は、入札参加に際しての検討以外の目的で使用することはできない。

(5) 入札参加者の複数提案の禁止

入札参加者は、1つの提案しか行うことができない。

(6) 提出書類の変更等の禁止

提出書類の変更、差し替え及び再提出は、市から指示する場合を除き認めない。

(7) 使用言語及び単位、時刻

入札参加に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

4 選定方法及びスケジュールについて

(1) 民間事業者の募集及び選定の方法

民間事業者の募集及び選定にあたっては、透明性・公平性及び競争性の確保に配慮した上で、本事業の実施に係る入札価格及び提案内容を総合的に評価する総合評価一般競争入札方式を採用する。

(2) 募集及び選定のスケジュール（予定）

民間事業者の募集及び選定は、次のスケジュールにより行う。なお、スケジュールに変更があった場合には、速やかに大分市ホームページにて公表する。大分市ホームページのアドレスは、第8・1「情報提供」を参照すること。

日 程		内 容
令和6年	6月12日	入札説明書等の公表
	6月12日～6月19日	第1回入札説明書等に関する質問の受付期間
	6月19日	現地見学会（全対象施設）の申込受付期限
	6月21日～7月5日	現地見学会（全対象施設）期間
	7月3日	第1回入札説明書等に関する質問及び回答の公表
	7月10日～7月17日	第2回入札説明書等に関する質問の受付期間
	7月31日	第2回入札説明書等に関する質問及び回答の公表
	8月16日	参加表明書及び資格確認書類の受付期限
	8月23日	資格確認結果の通知
	9月13日	入札書及び提案書の受付期限
	10月下旬	落札者の決定
	10月下旬	審査講評の公表
	11月	基本契約・設計業務委託契約の締結
	令和7年	1月上旬
3月下旬		大分市議会の議決、工事請負契約の本契約締結、工事監理業務委託契約及び維持管理業務委託契約の締結

5 応募手続等

(1) 第1回入札説明書等に関する質問の受付、並びに回答の公表

入札説明書等に記載された内容に関する質問を次の要領により受け付ける。受け付けた質問は、市の回答とともに公表し、意見は本事業の実施に向けて活用を図ることを想定している。また、質問の内容を考慮して、入札説明書等の内容を変更する場合がある。

○ 受付期間

令和6年6月12日（水）から令和6年6月19日（水）17時必着

○ 提出方法

「第1回入札説明書等に関する質問書」（別紙1）を大分市ホームページからダウンロードし、必要事項を記入の上、電子メール（ファイル添付）にて提出すること。

質問書のファイル形式はMicrosoft Excel®とする。

提出は第8・1「情報提供」に示すメールアドレスに行うこと。

○ 質問及び回答の公表方法

第1回入札説明書等に関する質問に対する回答は、大分市ホームページに掲載し、公表する。

(2) 現地見学会の開催

入札に参加しようとする事業者を対象に、モデル校2校を含む全対象施設を対象とした現地見学会を実施する。

現地見学の手続き及び留意事項等の詳細は添付資料2「現地見学会の実施要領及び留意事項」を確認のこと。

○ 実施期間

令和6年6月21日（金）～令和6年7月5日（金）

○ 参加申込み方法

現地見学会への参加を希望する企業は、「現地見学会参加申込書」（別紙2）に必要な事項を記載の上、令和6年6月19日（水）17時までに、電子メール（ファイル添付）にて申込みをすること。なお、メールタイトルには「現地見学会に関する申込（会社名）」と明記すること。また、送付後、申込先へ電話にて受信の確認を行うこと。

申込みは、第8・1「情報提供」に示すメールアドレスに行うこと。

○ モデル校

学校名	所在地	電話
豊府小学校	大分市上田町3丁目4番1号	545-0909
上野ヶ丘中学校	大分市上野町4番5号	543-1278

(3) 参考図書（全対象施設分）の貸与

市は、入札説明書等の参考図書として以下の書類を入札に参加しようとする事業者のうち希望者に貸与する。

貸与手続きの方法や日程等の詳細については、添付資料3「参考図書（全対象施設分）の貸与について」に記載している内容に従って手続き等を行い、貸与を受けること。

市が貸与する参考図書は、一般公表することを前提としていない情報であるため、関

係者以外配布禁止とし、取扱いに注意すること。

- 参考図書（全対象施設分）の内容
 - （ア）対象施設別施設配置図及び平面図
 - （イ）対象施設別単線結線図
 - （ウ）対象施設別ガス利用状況

（４）第２回入札説明書等に関する質問の受付、並びに回答の公表

入札説明書等に記載された内容に関する質問を次の要領により受け付ける。

- 受付期間
 - 令和６年７月１０日（水）から令和６年７月１７日（水）１７時必着
- 提出方法
 - 「第２回入札説明書等に関する質問書」（別紙４）を大分市ホームページからダウンロードし、必要事項を記入の上、電子メール（ファイル添付）にて提出すること。
 - 質問書のファイル形式はMicrosoft Excel®とする。
 - 提出は第８・１「情報提供」に示すメールアドレスに行うこと。
- 質問及び回答の公表方法
 - 第２回入札説明書等に関する質問に対する回答は、大分市ホームページに掲載し、公表する。

（５）第一次審査書類（入札参加表明及び入札参加資格確認申請書類）の受付

本事業の入札に参加しようとする民間事業者（以下「入札参加希望者」という。）は、入札参加表明及び入札参加資格確認申請に関する提出書類を提出し、本事業の入札に参加する意思があることを表明するとともに、入札参加資格を満たすことを証明するための書類を提出し、参加資格の有無について市の審査を受けること。

なお、提出する書類の詳細は様式集を参照すること。

- 受付期限
 - 令和６年８月１６日（金）１２時まで
- 提出方法
 - 持参により提出すること。
 - なお、表には「大分市立西部地域小中学校体育館空調設備整備事業に係る入札参加表明書等在中」と朱書きすること。
 - 提出は第８・１「情報提供」に示す場所に行うこと。ただし、提出の前に提出日時を令和６年８月１５日（木）１７時までに連絡すること。

（６）参加確認結果の通知

市は、参加資格確認通知日（参加資格確認基準日）をもって、入札参加希望者から提出された資格審査書類により参加資格の有無について審査、確認を行ったものとする。

市は、資格審査を行った結果を令和６年８月２３日（金）に入札参加希望者に通知する。なお、資格審査の結果、入札参加資格がないと認められた入札参加希望者は、通知を受けた日から７日以内に、市に対してその理由について書面により説明を求めることができるものとする。市は、説明を求めた者に対し、書面により回答する。

(7) 第二次審査書類（入札書及び提案書等）の受付

入札書及び提案書等（以下「入札書類」という。）を提出する入札参加者は、入札書類審査に関する提出書類を下記の期間に提出すること。受付期間に遅れた場合は、入札に参加できない。

入札書等及び事業提案書等の作成方法については、様式集に従うこと。

なお、入札参加者から提出された入札書等及び事業提案書類等に疑義等がある場合には、入札参加者に対して内容の確認及び追加資料の提出等を求める場合があるほか、入札参加者に対して個別確認を行う場合があり、入札参加者への確認結果及び回答内容等は、事業提案書類における提案内容と同様の扱いとし、本事業の契約上の拘束力を有するものとして扱うことに留意すること。

また、入札参加者は負担すべきリスクを想定した上で、提案を行うこと。

ア 入札書類の受付

○ 受付期限

令和6年9月13日（金）17時まで

※提出する時間を事前に連絡すること

○ 提出方法

持参により提出すること。なお、表には「大分市立西部地域小中学校体育館空調設備整備事業に係る提案書類在中」と朱書きすること。

提出は第8・1「情報提供」に示す場所に行くこと。

イ 入札の手順

① 入札参加資格審査に関する提出書類及び入札書類審査に関する提出書類が全て揃っていることを確認し、揃っていない場合は失格とする。

② 入札参加資格審査に関する提出書類及び入札書類審査に関する提出書類が全て揃っている入札参加者の入札参加資格等が本市の要求を満たしていることを確認し、満たしていないと評価された場合は失格とする。

③ 入札参加資格を満たしていると評価された入札参加者の入札書類について落札者決定基準に従い、審査を行う。

④ 審査された入札参加者の入札書（様式 A-3）を開札する。開札は、入札参加者の立会いの上行うものとする。

開札日時：令和6年10月中旬

開札場所：決定後、入札参加者に連絡する

⑤ 入札書に記載する入札金額は、消費税等抜きの金額を記載する。入札金額が、本市の設定した提案上限額を超えている場合は失格とし、その場で当該入札参加者に通知する。なお、全ての入札参加者の入札金額が提案上限額を超えている場合でも、再度入札（2回目）行わない。

⑥ 入札説明書等で示す要件を全て満たしている提案をした入札参加者の中から、地方自治法施行令第167条の10の2第1項に規定する総合評価一般競争入札により落札者を決定する。

⑦ 本市は、落札者決定基準に基づき、大分市立小中学校体育館空調設備整備事業民間事業者選定委員会による提案内容の審査と入札価格を総合的に評価し、落札

者を決定する。

- ⑧ 落札者となった入札参加者の代表企業に対して、令和6年10月下旬までに決定通知を行う。

(8) ヒアリング等の実施

本市は、入札参加者に対し、令和6年10月中旬に提案書の内容に関するヒアリング等を実施する。詳細については、該当者に別途連絡する。

6 入札にあたっての留意事項

(1) 入札無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- ・ 入札参加表明書等提出後、入札日までに不渡手形又は不渡小切手を出した構成企業を抱える入札参加者が行った入札
- ・ 参加資格のない者又は資格確認通知書を受理しなかった者の入札
- ・ 入札参加表明書等に記載された代表企業の代表者以外の者が行った入札
- ・ 委任状が提出されていない代理人の入札
- ・ 2人以上の者が同一の者の代理をした入札
- ・ 入札者が他の入札者の代理をした入札
- ・ 入札者が談合した入札
- ・ 記名押印を欠いた入札
- ・ 入札金額を訂正した入札
- ・ 入札金額又は事業名を欠いた、又は確認しがたい入札
- ・ 誤字又は脱字により意思表示が不明確な入札
- ・ 電送及び電話による入札
- ・ その他入札に関する条件に違反した、又は執行者の指示に従わなかった者の入札

(2) 提案上限額

提案上限額は、1,527,200,000円(消費税及び地方消費税を除く。)とする。ただし、消費税及び地方消費税を加えた額は、1,679,920,000円を超えないこと。

(3) 入札辞退に関する提出書類

参加資格の確認を受けた者が入札を辞退する場合は、「入札辞退届」(様式集 様式3-1)を、第8・1「情報提供」の場所に持参により提出すること。

(4) 落札の無効

大分市契約事務規則32条に定めるもののほか、資格審査申請書及びその他の提出書類に虚偽の記載をした者が落札した場合には、その落札は無効とするため、注意すること。

7 入札保証金

入札保証金は免除する。

第4 落札者の選定

1 落札者の選定方法

本事業の落札者の選定は、総合評価一般競争入札方式によるものとし、審査は第一次審査と第二次審査の二段階に分けて実施する。第二次審査にあたっては、選定委員会を通じて学識経験者等の意見を聴取する。

2 選定委員会の設置

市は、本事業における落札者の選定において、公正性及び透明性を確保することを目的に、学識経験者等で構成される大分市立小中学校体育館空調設備整備事業民間事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置している。なお、委員は次のとおりである。

氏名	所属
香川 治美	九州産業大学建築都市工学部 教授
富来 礼次	大分大学理工学部 教授
植木 龍典	大分市立鶴崎中学校校長
野尻 卓宏	大分市立金池小学校校長
三嶋 延牧	大分市土木建築部審議監
高田 隆秀	大分市教育委員会教育部部長

※本事業について選定委員に接触を試みた者は、入札参加資格を失う。

3 審査の内容

選定委員会において、あらかじめ設定した落札者決定基準に基づき、本事業の実施に係る入札価格による「定量的事項」と、事業提案書の提案内容による「定性的事項」について総合的に評価を行い、最も優れた提案を行った入札参加者を最優秀提案者として、市へ答申する。

また、選定の過程においてプレゼンテーションを実施する。プレゼンテーションの詳細（実施時期、場所等）については、別途、入札参加者の代表企業に対して通知を行う。

4 審査の手順

審査は、第一次審査（資格審査及び実績審査）と第二次審査の二段階に分けて実施する。なお、提案審査の際に、各参加グループに対して個別ヒアリングを実施する。

(1) 第一次審査（資格審査及び実績審査）

入札参加者が基本的な参加資格要件及び各担当業務の参加資格要件を満たしているか審査する。満たさない場合は失格とする。

(2) 第二次審査（提案審査）

第二次審査は、第一次審査を通過した者から提出された提案書類について、落札者決定基準に従い、市が入札価格の確認及び基礎審査（提案書類における業務水準の達成の確認）を行う。その後、基礎審査を通過した入札参加者の提案内容について、下記の定量的評価及び定性的評価を行い、最優秀提案者を決定する。

(ア) 定量的評価

入札価格により評価する。(評価方法は入札説明書等で示す。)
なお、入札価格が提案上限額を超えた場合は失格とする。

(イ) 定性的評価

入札参加者が提出した提案書等に基づき、事業理念、事業実施体制、各業務に係る事業計画等の項目についての提案内容を勘案して評価する。

5 評価項目等

評価項目等は、落札者決定基準において示す。

6 落札者の決定・公表

入札参加者から提出された提案書を選定委員会が審査し、最優秀提案者を決定する。市は、選定委員会の審査結果を踏まえて、落札者を決定する。

落札者決定後、速やかに当該入札参加者に対して決定された旨を通知するとともに、審査の結果は大分市ホームページに掲載し、公表する。

7 審査結果及び評価の公表

市は、選定結果について、落札者の決定・公表後に入札参加者及び落札者、審査の経緯、審査結果等を記載した審査講評を大分市ホームページに公表する。

8 事務局

落札者選定に係る事務局は、次のとおりとする。

大分市教育委員会 学校施設課

第5 提示条件

1 事業フレーム

(1) 事業の遂行

本事業では、設計・施工を完了の上、令和8年3月31日（月）までに引渡し日を設定し全ての設備を市に引き渡すことを選定事業者を求める。なお、引き渡し日として、令和7年8月23日（金）を設け、それまでに設置が完了した設備については引き渡すことができるものとする。なお、引渡しは最大2回を上限とする。

なお、引渡しは学校単位で行うものとする。引渡しが行われる学校においては、引渡し以降に維持管理業務が開始されるものとする。

入札説明書及び提案書等その他市と選定事業者で合意した内容の業務を確実に行うこと。

(2) 協議事項

ア 法制上及び税制上の措置

現時点で、市は本事業に関する法制上及び税制上の措置等は想定していない。

市は、事業者による業務実施に必要な許認可等の取得に関し、協力することとする。

イ 財政上及び金融上の支援

市は、本事業に関する財政上及び金融上の支援等は想定しておらず、財政上及び金融上の提案については、入札参加者が自らのリスクで実行することとする。

市は、緊急防災・減災事業債及び学校教育施設等整備事業債（以下、地方債とする）の活用を想定しているが、本項に定める場合を除き、事業者に対する補助、出資等の支援は行わない。なお、事業者は、市が行う地方債に係る手続き等に対して必要な協力を行うこととする。

2 市の支払に関する事項

市は定期的にモニタリングを実施し、事業契約書に定められた業務水準が満たされていることを確認した上で、選定事業者が提供したサービスに対し、サービス対価を選定事業者を支払う。

3 保険

建設工事請負契約書(案)に基づくものとする。

4 市と選定事業者の責任分担

(1) 基本的考え方

本事業においては、最も適切にリスクを管理することのできる者が当該リスクを担当するとの考え方に基づき、市と事業者が適正にリスクを分担することを基本とする。

したがって、事業者の担当する業務に係るリスクについては、基本的には事業者が負う。

ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市がそのすべて又は一部を負う。

(2) 予想されるリスクと責任分担

市と選定事業者の責任分担は、基本契約書（案）、設計業務委託契約書（案）、建設工

事請負契約書（案）、工事監理業務委託契約書（案）、維持管理業務委託契約書（案）（以下、「基本契約書等」とする。）及び入札説明書等を踏まえた選定事業者による事業提案書等によることとする。

第6 事業実施に関する事項

1 市による本事業の実施状況の確認

市は、事業の実施状況について、監視、測定及び評価等のモニタリングを実施し、選定事業者が定められた業務を確実に履行し、発注仕様書及び事業提案書に基づく業務水準を達成しているか否かを確認する。モニタリングに要する費用のうち、選定事業者が行う作業等に必要な費用は、事業者の負担とする。その他、市が行う作業等に必要な費用は、市の負担とする。なお、入札説明書等、事業提案書等に基づいて基本契約書等に定められた性能基準等が満たされていないことが判明した場合、改善勧告、契約解除等の措置の対象となる。

2 事業期間中の選定事業者と市の関わり

- (1) 本事業は、選定事業者の責において遂行される。また、市は前項のとおり、事業実施状況について確認を行う。
- (2) 市は、原則として選定事業者の代表企業に対して連絡等を行うが、必要に応じて業務担当企業と直接、連絡調整を行う場合がある。

3 事業の継続が困難となった場合の措置

本事業において、事業の継続が困難となった場合の措置は、以下のとおりとする。

(1) 事業者の責めに帰すべき事由の場合

- ア 事業者の提供するサービスが基本契約書等に定める業務水準を満たしていない場合、その他基本契約書等で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、市は、事業者に対して指導等を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることができるものとする。この場合において事業者が当該期間内に改善又は修復をすることができなかつたときは、市は、契約を解除することができるものとする。
- イ 事業者の財務状況が著しく悪化したことその他基本契約書等で定める事業者の責めに帰すべき事由により、契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、市は、契約を解除することができるものとする。
- ウ 上記ア、イのいずれの場合においても、市は、契約に基づき事業者に対して違約金等の支払を求めることができるものとする。

(2) 市の責めに帰すべき事由の場合

- ア 市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、事業者は、契約を解除することができるものとする。
- イ 上記アの規定により事業者が契約を解除した場合は、事業者は、生じる損害について賠償を求めることができるものとする。

(3) 当事者の責めに帰すことのできない事由の場合

- ア 不可抗力、その他市又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合は、市と事業者は、事業継続の可否について協議を行う。
- イ 一定の期間内に協議が調わないときは、それぞれ相手方に事前に書面による通知を行うことにより、市及び事業者は、契約を解除することができるものとする。

(4) その他

その他、事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、基本契約書等に定めることとする。

第7 契約の考え方

1 契約手続き

(1) 契約の条件

本市は、落札者の代表企業及び構成企業と基本契約、設計事業者と設計業務委託契約の締結を行い、施工事業者と建設工事請負仮契約を締結する。なお、建設工事請負仮契約は、大分市議会での議決を経た後、市が施工事業者に対し、本契約を成立させる旨の意思表示をしたときに本契約となるものとする。ただし、本市は、当該議案が市議会で議決されなかった場合、設計事業者及び施工事業者に対していかなる責任も負わない。

また、本市及び工事監理事業・維持管理事業者は、建設工事請負契約締結後、速やかに各々委託契約を締結する。

(2) 契約の解除

落札者決定後、基本契約締結までの間に、当該落札者が第3の入札参加者の備えるべき参加資格要件に示すいずれかの要件を満たさなくなったときは、当該基本契約を締結しないことがある。

2 契約の枠組み

(1) 基本契約等

① 対象者

基本契約の対象：グループの代表企業、構成企業

設計業務委託契約の対象：設計事業者

建設工事請負契約の対象：施工事業者

工事監理業務委託契約の対象：工事監理事業

維持管理業務委託契約の対象：維持管理事業者

② 締結時期及び事業期間

締結時期は、第2の6の(2)とおりとする。

(2) 契約の概要

事業者が本市を相手方として締結する基本契約等は、基本契約書(案)、設計業務委託契約書(案)、建設工事請負契約書(案)、工事監理業務委託契約書(案)及び維持管理業務委託契約書(案)によるものとし、各々の契約書(案)の内容は、誤字脱字等の軽微なもの以外は変更しない。

基本契約等は、本市の提示内容、事業者の提案内容及び基本契約書等に基づき締結するものであり、事業者が遂行すべき設計業務、施工業務、工事監理業務及び維持管理業務に関する業務内容、金額、支払方法等を定める。

3 入札価格と契約金額

選定事業者が提案した入札金額(落札金額)に消費税相当額を加えた額を契約金額とする。

4 契約保証金

設計業務委託契約書(案)、建設工事請負契約書(案)及び工事監理業務委託契約書(案)に基づくものとする。

第8 その他

1 情報提供

市は、本事業に関する情報提供を、大分市ホームページを通じて適宜行う。

担 当	大分市教育委員会学校施設課
所在地	〒870-8504 大分市荷揚町2番31号
電 話	097-537-5647
FAX	097-532-4592
電子メールアドレス	gakkosisetu@city.oita.oita.jp
ホームページ URL	https://www.city.oita.oita.jp/o191/shigotosangyo/proposal/taikukankuutyoudbo.html

本事業の対象施設一覧

【小学校】

番号	学校名	所在地	電話	指定避難所
1	長浜小学校	大分市長浜町 2 丁目 6 番 25 号	534-5251	○
2	春日町小学校	大分市西春日町 1 番 48 号	534-2580	○
3	大道小学校	大分市大道町 2 丁目 9 番 57 号	543-2093	○
4	西の台小学校	大分市にじが丘 3 丁目 1717 番地の 1	543-8756	○
5	南大分小学校	大分市二又町 2 丁目 4 番 1 号	544-2539	○
6	城南小学校	大分市永興二丁目 5 番 25 号	544-0363	○
7	豊府小学校	大分市上田町 3 丁目 4 番 1 号	545-0909	○
8	八幡小学校	大分市大字生石 82 番地の 1	532-2908	○
9	神崎小学校	大分市大字神崎 1798 番地	536-2325	○
10	竹中小学校	大分市大字竹中 2821 番地の 1	597-0240	○
11	判田小学校	大分市判田台東 1 丁目 2 番 1 号	597-0078	×
12	東植田小学校	大分市大字田尻 499 番地の 1	541-0400	○
13	植田小学校	大分市大字木上 433 番地の 1	541-0009	×
14	賀来小学校	大分市大字賀来 68 番地の 2	549-2743	×
15	敷戸小学校	大分市敷戸北町 12 番 1 号	568-4496	○
16	駕野小学校	大分市大字駕野 108 番地の 1	568-9638	○
17	宗方小学校	大分市松が丘 1 丁目 24 番 1 号	541-4499	○
18	横瀬小学校	大分市大字横瀬 1109 番地の 1	541-5582	○
19	横瀬西小学校	大分市大字横瀬 2469 番地	541-5600	○
20	寒田小学校	大分市大字寒田 684 番地の 4	568-7911	○
21	田尻小学校	大分市大字田尻 1250 番地	542-2350	○
22	野津原小学校	大分市大字野津原 1774 番地の 1	588-0044	○
23	碩田学園 (大アリーナ)	大分市碩田町 2 丁目 5 番 60 号	534-6359	○
24	碩田学園 (小アリーナ)	大分市碩田町 2 丁目 5 番 60 号	534-6359	×

【中学校】

番号	学校名	所在地	電話	指定避難所
1	上野ヶ丘中学校	大分市上野町4番5号	543-1278	○
2	王子中学校	大分市南春日町6番1号	543-1278	○
3	大分西中学校	大分市高崎2丁目20番1号	545-6666	○
4	南大分中学校	大分市二又町1丁目4番53号	543-2623	×
5	城南中学校	大分市大字荏隈754番地の19	549-2949	○
6	竹中中学校	大分市大字竹中3621番地	597-0187	○
7	判田中学校	大分市大字中判田2254番地	597-0022	○
8	植田中学校	大分市大字市589番地の2	541-0015	×
9	植田東中学校	大分市大字寒田1369番地の1	568-2323	○
10	植田西中学校	大分市大字田原378番地	541-4312	○
11	植田南中学校	大分市大字田尻123番地の1	567-1011	×
12	賀来中学校	大分市大字賀来101番地の3	549-2560	○
13	野津原中学校	大分市大字野津原2978番地の13	588-0041	○

【その他】

番号	学校名	所在地	電話	指定避難所
1	旧中島小学校	大分市中島西2丁目1	537-5647	○
2	旧野津原中部小学校	大分市竹矢2108-1	537-5647	○
3	今市健康増進センター	大分市今市1099-26	589-2458	○

現地見学会の実施要領及び留意事項

入札説明書「第 3・5・(2)」の現地見学会の実施に関する要領及び留意事項は次のとおり。

1 現地見学会対象施設

大分市立小中学校その他 40 施設

2 現地見学会の実施概要

(1) 期 間

令和 6 年 6 月 21 日（金）から令和 6 年 7 月 5 日（金）まで

※土曜日、日曜日を除く。

(2) 見学会方法

- ・ 見学会の当日は、指定された対象施設に指定時刻に集合し、見学会を開始する。
- ・ 各対象施設間の移動手段は各参加者において手配すること。
- ・ 指定日及び指定時間以外の見学会はできないものとする。
- ・ 各対象施設を図示した図面ファイルを貸与する。詳細は添付資料 3「参考図書（全対象施設分）の貸与について」を参照のこと。

(3) 各対象施設における見学会日・時間帯

- ・ 対象施設ごとの見学会実施日・実施時間帯は別紙 2「現地見学会参加申込書」の「現地見学会を希望する対象施設」のとおりを予定している。

(4) 見学会対象箇所

- ・ 空調設備を設置する対象体育館内、校舎周り、敷地周り、分電盤、受変電設備、ガス供給の状況等を見学会対象とする。

3 申込み

(1) 参加申込方法

- ・ 現地見学会への参加を希望する企業は、別紙 2「現地見学会参加申込書」に必要な事項を記載の上、令和 6 年 6 月 19 日（水）17 時までに、電子メール（ファイル添付）にて申込みをすること。なお、メールタイトルには「現地見学会に関する申込（会社名）」と明記すること。また、送付後、申込先へ電話にて受信の確認を行うこと。
- ・ 申込みは、入札説明書本文第 8・1「情報提供」に示すメールアドレスに行うこと。

(2) 見学会日程の通知

- ・ 見学会日程は申込者へ通知する。なお、各学校で 1 つの時間帯に受け入れることができる参加者に限りがあるため、日程の調整を行うことがある。

(3) 現地見学会にあたっての留意事項

- ・ 人数は各グループ 5 名までとする。
- ・ 指定日時を厳守のうえ、現地に集合すること。また、集合場所は、体育館玄関とする。
- ・ 乗用車で来校する場合には、指定された場所に駐車すること。ただし、台数に限り

- があるため、乗り合わせを行うなど、学校への乗入台数の制御に配慮すること。
- ・ 学校敷地内は全面禁煙である。その他、学校教育活動等に支障ないよう留意すること。
 - ・ 見学中は会社名を記載した腕章又は名札等を着用し、学校職員から求められた場合は身分証明書を提示すること。
 - ・ 見学時に必要となるものは各自用意すること（資料、上履き等）。
 - ・ 見学にあたっては、必ず職員の指示に従うこと。
 - ・ 本事業に関連する施設の撮影は可能とするが、児童生徒個人が特定されるような撮影は認めない。また、撮影した写真等は本事業以外には使用しないこと。
 - ・ 現地見学時には、本事業の全般や各校の整備条件等に関する質問には答えない。別途、別紙4「第2回入札説明書等に関する質問書」に記入し、第2回入札説明書等に関する質問の受付期間内に提出すること。

参考図書（全対象施設分）の貸与について

1 対象施設の参考図書の貸与について

事業提案書等の作成に必要な図面、情報提供等のため、以下の参考図書を次のとおり希望者に貸与する。ただし、市が保有するものに限る。

【参考図書】

- ・ 対象施設別施設配置図及び平面図
- ・ 対象施設別単線結線図
- ・ 対象施設別ガス利用状況

2 申込方法

○申込期間

令和6年6月12日（水）から 令和6年6月19日（水）17時まで

○申込方法

参考図書（全対象施設分）の貸与を希望する企業は、大分市ホームページより、別紙3「参考図書貸与申込書」のファイル入手し、必要事項を記入の上、電子メール（ファイル添付）で、下記申込先に提出すること。なお、メールタイトルは「参考図書（全対象施設分）の貸与申込（会社名）」と明記すること。なお、電話での受付は行わない

○申込先

入札説明書本文第8・1「情報提供」参照。

3 貸与及び返却

○貸出期間

令和6年6月20日（木）から 令和6年8月30日（金）まで

貸出時間：9時から17時（※12時から13時を除く。）

○貸出方法

入札説明書本文第8・1「情報提供」の窓口に訪問し、別紙3「参考図書貸与申込書」を、押印のうえ、参考図書（全対象施設分）の受領時に提出すること。市は、当該押印済申込書と引換えに参考図書（全対象施設分）の貸与を行う。なお、訪問に当たっては事前に市と訪問予定時刻について連絡・調整を行い、約束した時刻に訪問すること。

○返却日

貸与された資料は令和6年8月30日（金）までに返却すること。